

家庭的保育事業等に対する指導監査における指導事例
【運営管理】

項 目	現 状 及 び 問 題 点	是 正 改 善・指 摘 事 項	根拠等
職員の健康診断	職員に対し、雇入時健康診断を実施していない。	労働安全衛生法の規定に基づき、常時使用する労働者を雇い入れるときは、医師による健康診断を実施すること。	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第4項 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法規則第43条
秘密保持等	秘密保持の措置について、職員の退職後に対する措置が講じられていない。	秘密保持の措置については、現在勤務している職員だけでなく、退職後についても秘密保持が図られるよう、必要な措置を講ずること。	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第20条
入所者支援の充実	家庭的保育事業所等の保育の質の評価を行っていない。	家庭的保育事業所等は、家庭的保育事業所等の保育の質の評価を自ら行うこと。	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項 児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知）別紙1 2(2)-第1-1